

# きめ細かな少子化対策の推進

## 第1節 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた支援

### 1 妊娠・出産

#### (妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築)

##### 「子育て世代包括支援センター」の整備

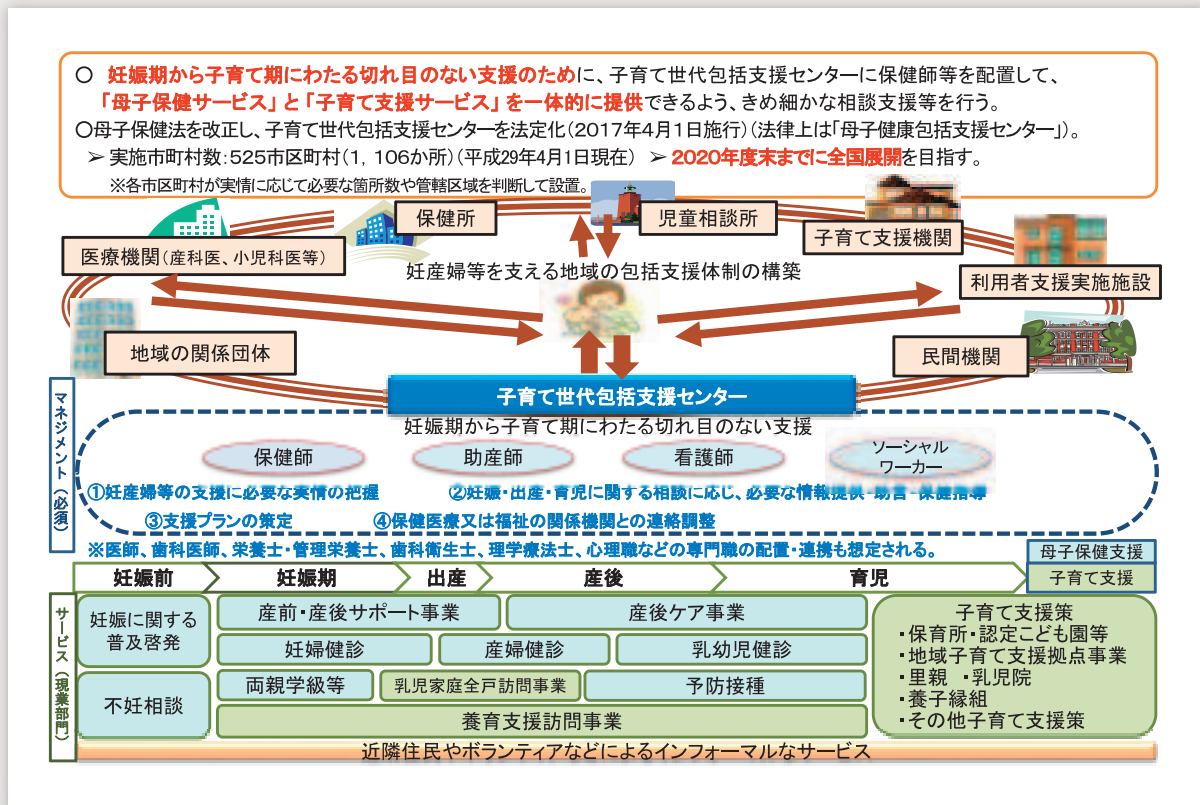
2014（平成26）年度において、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業、妊産婦の相談支援を行う産前・産後サポート事業など妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行うための「妊娠・出産包括支援モデル事業」を29市町村で実施した。

2015（平成27）年度においては、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する総合的相談支援を提供する子育て世代

包括支援センターの整備を行うとともに、地域の実情に応じて、「産後ケア事業」や「産前・産後サポート事業」を実施するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けた取組を推進した。

2016（平成28）年度においては、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により子育て世代包括支援センターを「母子保健法」（昭和40年法律第141号）に位置づけるとともに、2016年8月に、子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインを策定した。子育て世代包括支援センターの実施箇所数は、2017（平成29）年4月1日時点で1,106か所（525市町村）となっている。（第2-2-1図）

## 第2-2-1図 子育て世代包括支援センターの全国展開



資料：厚生労働省資料

## 2 子育て

### (子育ての経済的負担の緩和・教育費負担の軽減)

#### 児童手当の支給

子育て世帯に対する現金給付については、2012(平成24)年3月に改正された「児童手当法」(昭和46年法律第73号)により、同年4月から以下の内容による児童手当が支給されている。

#### ○支給対象

中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している方

#### ○支給額(児童1人当たりの月額)

・所得制限未満の場合

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子

以降は15,000円)

中学生 一律10,000円

・所得制限以上の場合

一律5,000円(当分の間の特例給付)

#### ○所得制限

960万円未満(収入ベース)

※夫婦と児童2人の場合

※所得制限は、2012年6月分から適用

#### ○給付総額

約2兆1,694億円(2018(平成30)年度当初予算ベース)

#### 幼児教育の無償化の段階的实施

幼稚園については、幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、入園料や保育料を減免する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、文部科学省がその所要経費

の一部を補助している。また、「子ども・子育て支援新制度」における認定こども園、幼稚園、保育所等については、公定価格から保育料を差し引いた額を給付している。2015（平成27）年度は、低所得世帯の保護者負担の軽減を図るため、市町村民税非課税世帯の幼稚園の保育料を月額9,100円から3,000円に引き下げた上、市町村に対する補助を拡充した。2016（平成28）年度は、多子世帯の負担軽減策として幼稚園、保育所等の保育料について、これまで兄弟の年齢が一定範囲にある場合に第2子を半額、第3子以降を無償とする支援を行っていたところ、世帯収入が一定額以下の場合について、兄弟の年齢にかかわらず〈1〉ひとり親世帯等は、第1子が半額、第2子以降は無償、〈2〉〈1〉以外の世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償となるよう制度の拡大を行っている。さらに、2017（平成29）年度からは、〈1〉市町村民税非課税世帯の第2子の完全無償化に加え、〈2〉世帯収入が一定額以下の場合について、ひとり親世帯等の負担軽減措置の拡充等を行っている。2018（平成30）年度については、世帯収入が一定額（年収約270万円～約360万円）の場合について、幼稚園等に通う教育認定を受けた子供の負担軽減措置の拡充を行っている。

さらに、2017年12月に閣議決定した、「新しい経済政策パッケージ」に基づき、広く国民が利用している3～5歳児の幼稚園・保育所・認定こども園の費用については全面無償化し、0～2歳児についても、待機児童の解消を進めるとともに、所得の低い世帯について無償化することとしている。

### 高校生等への修学支援

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担軽減を支援している。就学支援金制度については、低所得世帯の生徒への支援や公私間の教育費格差の是正に充てる財源を捻出するため、2014（平成26）年度に、

受給資格要件として、所得制限（保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円未満（年収910万円程度））を設ける制度に改正した。受給資格要件を満たす者には、年額11万8,800円を就学支援金として支給し、私立高校等に通う生徒には、世帯所得に応じて就学支援金を最大2.5倍した額を上限として支給している。また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、2014年度に創設した「高校生等奨学給付金制度」については、制度創設以降、毎年第1子の給付額を増額するなど、その充実に努めている。加えて、「離島高校生修学支援事業」において、高校未設置の離島の高校生に対する補助を実施している。

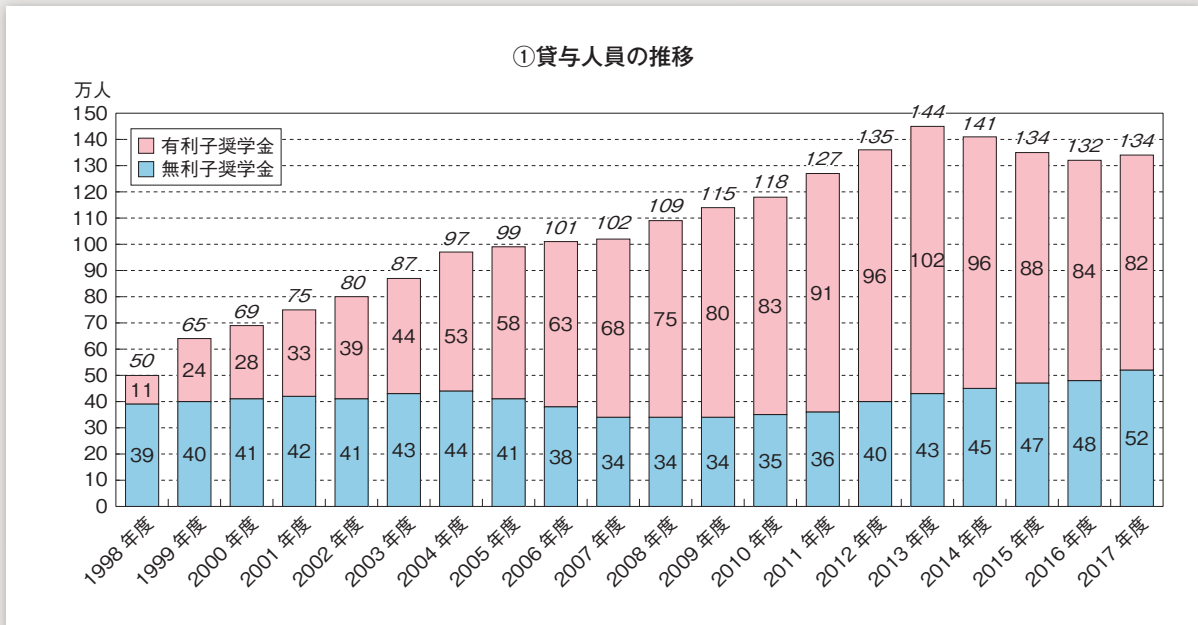
### 高等教育段階における教育費負担軽減策の充実等

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することは重要である。このため、日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、充実に努めているところである。（第2-2-2図）

2017（平成29）年度予算においては、我が国で初めてとなる給付型奨学金を創設し、特に経済的に厳しい状況にある学生等を対象に、一部先行実施したところである。給付型奨学金は、2018（平成30）年度から本格実施となり、住民税非課税世帯を対象に、1学年あたり2万人に給付を行うこととしている。また、無利子奨学金を大幅に拡充し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちへの貸与を実現している。さらに、奨学金の返還の負担を軽減するため、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」を2017年度進学者から適用した。（第2-2-3図）

国公立大学においては、全大学で授業料免除制度を整備しており、経済的理由などによ

## 第2-2-2図 奨学金の貸与人員及び奨学金事業費の推移

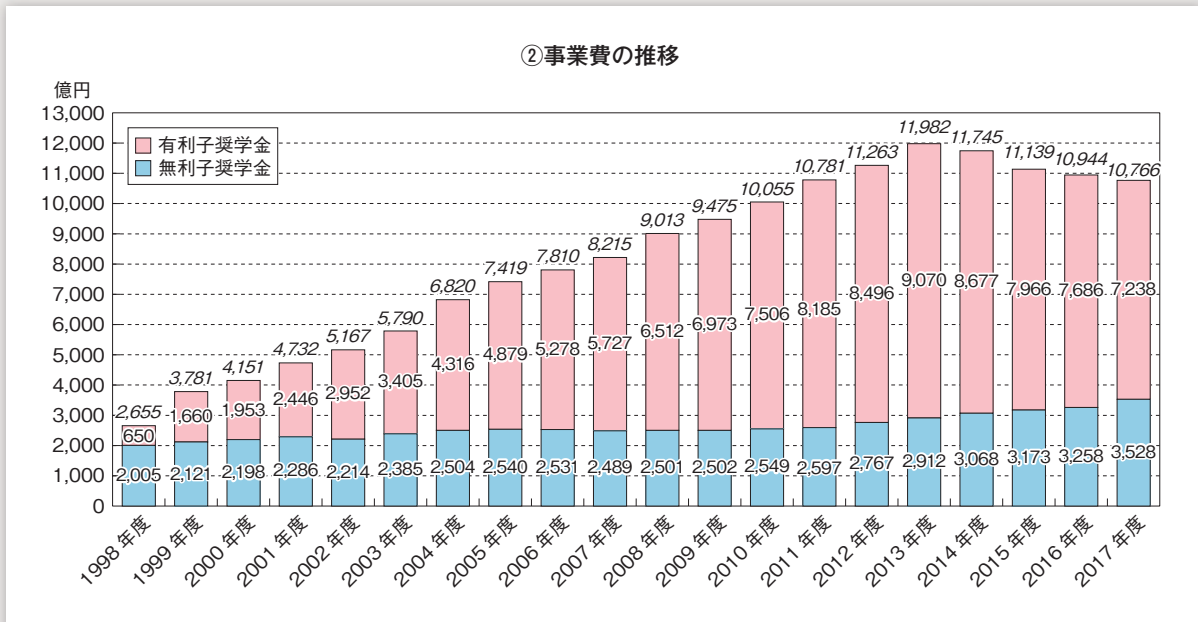


資料：文部科学省資料

注：1. 数値は当初予算ベースによる。

2. 2005（平成17）年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業については本表から除いている。

3. 貸与人員の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。



資料：文部科学省資料

注：1. 数値は当初予算ベースによる。

2. 2005（平成17）年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業については本表から除いている。

3. 事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

り、授業料の納付が困難である者などを対象に、修学継続を可能にし、教育を受ける機会を確保している。また、私立学校においても

経済的に修学困難な学生等への授業料減免等の充実を図っている。

第2-2-3図 大学等奨学金事業の充実

給付型奨学金制度の本格実施

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生、児童養護施設退所者等)を対象に29年度に先行実施した制度を30年度から本格的に実施。  
※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入  
※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

<平成30年度給付型奨学金の概要>

対象	大学、短期大学、高専(4・5年)、専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 ※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

無利子奨学金制度の充実

- ✓ 非課税世帯学生について、29年度から成績基準を実質的に撤廃  
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を29年度から解消  
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる  
所得連動返還型制度を29年度から導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成30年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型	22,800人	87億円 (30年度は基金として105億円を措置)

※ 本格実施後(学年進行完成後)の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※	進学者 15.0万人 (平成29年度15.1万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】  
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

資料：文部科学省資料

(多様な主体による子や孫育てに係る支援)

祖父母等による支援

2015(平成27)年11月26日に一億総活躍国民会議において取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配との好循環に向けて-」において、「家族の支え合いにより子育てしやすい環境を整備するため、三世代同居・近居の環境を整備する。」とされ、三世代同居など複数世帯の同居に対応した住宅の整備及びリフォーム工事への補助、リフォーム工事を

行った場合の所得税の税額控除の取組を行っている。

UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす子育て世帯等や子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集(抽選)時における当選倍率の優遇や、既存賃貸住宅の募集(先着順)時において、子育て世帯等と支援する親族の世帯がUR賃貸住宅に近居(概ね半径2km以内、またはニュータウンなどの地域では一方の住宅がUR賃貸住宅以外でも可)する場合、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する取組を行っている。

## (子育てしやすい住宅の整備)

### 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の低廉化に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国も支援を行っている（2015（平成27）年度末時点管理実績：約15万戸）。都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者に定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している（2017（平成29）年度末現在で約1万800戸）。

その他、高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化することへの支援や、子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の居住支援を行っている。さらに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（2017年4月26日公布、同年10月25日施行）により、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする「新たな住宅セーフティネット制度」が創設され、2018（平成30）年度当初予算においても引き続き、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施していく。

## (小児医療の充実)

### 小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受け入れができる体制の整備が重要となっている。

特に小児救急医療については、小児初期救急センター、小児救急医療拠点病院、小児救命救急センターの整備等を支援している。

また、休日・夜間における小児の急病時の保護者等の不安解消等のため、小児の保護者等に対し小児科医等が電話で助言等を行う「#8000事業」の整備を進めている。2004（平成16）年度より開始され、2010（平成22）年度からは全都道府県で事業展開されている。（第2-2-4図）さらに、小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2018（平成30）年度診療報酬改定においても、小児に対するかかりつけ医機能を評価した小児かかりつけ診療料について、一層の普及を図る観点から、夜間・休日の電話等による問い合わせに係る要件を見直すとともに、医療的ケアが必要な児に対する訪問看護について、対応を充実する観点から、喀痰吸引等を行う介護職員等との連携や学校への情報提供の評価、長時間の訪問看護の評価の充実を行ったところである。